

物品調達等及び委託・役務業務指名競争入札等事務処理要領

1 趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が実施する指名競争入札及び随意契約の事務については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 対象

この要領の対象となる契約は、次の契約に係るもので指名競争入札に付すもの又は随意契約を締結するものとする。

- ア 物品（印刷物を含む。）の購入、修繕、借受け、売払い及び交換
- イ 委託・役務業務（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団規程第10号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和5年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

3 指名業者選定要件

(1) 指名競争入札に参加させるために指名する者（以下「指名業者」という。）を選定するときに必要な資格要件（以下「選定要件」という。）として、前項アに係るものについては次のア及びイの事項、前項イに係るものについては次のアからウの事項を定めるものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- イ 企業団又は広島県の指名除外を受けていないこと。
- ウ 委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和5年2月1日制定）第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(2) 前号に加え、選定要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。

- ア 発注に対応する契約種目について広島県物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されており、その有効期間を経過していないこと。
- イ アに定める事項と同等と企業長が認める許可、認可等を受けていること。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、選定要件として、次の事項を定めることができる。

- ア 業務を行うための一定の資格を有すること。
- イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
- ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。

エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項

4 指名業者数

指名業者は選定要件に該当する者の中から発注する契約ごとになるべく5人以上指名するものとし、できる限り多数の者を指名するよう努めるものとする。

5 指名業者の決定等

指名業者は、規程第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）が決定する。ただし、広島県水道広域連合企業団指名業者等選考事務等取扱要領（令和5年4月1日制定）第2条の規定により設置する指名業者等選考委員会に諮るものについては、その審査を経て決定するものとする。

6 指名通知

(1) 指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、通知するものとする。

(2) 前号の通知は、書面により行うものとし、様式は別に定める。

(3) 指名業者には、次に掲げる事項を通知しなければならない。

ア 競争入札に付する事項

イ 契約条項を示す場所及び日時

ウ 入札の場所及び日時

エ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

オ 無効入札に関する事項

カ 入札が一であるときは無効とする旨

キ アからカまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項

7 指名の取り消し

指名通知の日から開札までに指名業者が選定要件に該当しないこととなったときは、当該指名通知を取り消すものとする。

8 仕様書等の閲覧及び交付

(1) 当該入札に係る仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、あらかじめ定められた期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。

(2) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問・回答書（別記様式第1号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により指名業者全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。

9 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、入札手続、仕様書等の内容について、説明会を実施することができる。

10 誓約書の提出

指名業者は、入札書の提出に併せ、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書（別記様式第2号）を契約担当職員に提出しなければならない。

11 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項本文の定めるところによる。ただし、契約担当職員が特に必要と認める場合は、施行令第167条の13において準用する第167条の10の定めるところによることができる。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 随意契約における見積書を徴取する相手方の選定

第3項の規定は、随意契約における見積書を徴取する相手方（以下「見積業者」という。）の選定について準用するものとする。この場合において、「指名競争入札に参加させるために指名する者（以下「指名業者」という。）を選定するときに必要な資格要件」とあるのは「見積業者を選定するために必要な資格要件」と、「選定要件」とあるのは「見積業者選定要件」と読み替えるものとする。ただし、これにより難いと企業長が認める場合は、この限りではない。

13 見積業者の決定等

- (1) 第5項の規定は、見積業者の決定について準用するものとする。この場合において、同項本文中「指名業者」とあるのは「見積業者」と読み替えるものとする。
- (2) 見積書は、なるべく2人以上の者から徴さなければならない。

14 障害者就労施設等への発注

- (1) 契約担当職員は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地企令」という。）第21条の13第1項第3号の規定により、障害者就労施設等（同号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所をいう。以下同じ。）、シルバー人材センター若しくはシルバー人材センター連合（以下「シルバー人材センター等」と総称する。）又は母子・父子福祉団体と随意

契約の方法により契約することができる。

(2) 随意契約の対象は、次に掲げるものとする。

ア 障害者就労施設等において制作された物品を買い入れる契約

イ 障害者就労施設等、シルバー人材センター等又は母子・父子福祉団体が取り扱う
役務の提供を受ける契約

(3) 随意契約を締結しようとするときは、規程第30条各項の定めに従い、当該契約をし
ようとする物品又は役務に関する事項を公表するものとする。

(4) 契約担当職員は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関す
る法律（平成24年法律第50号）の趣旨に鑑み、障害者就労施設等への発注に努めるも
のとする。

15 入札結果等の公表

契約担当職員は、指名競争入札及び随意契約に係る情報の公表については、物品調達
等及び委託・役務業務入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（令和5年2月1日
制定）の規定により行うものとする。

16 その他

(1) 総合評価落札方式による指名競争入札に係る事務については、別に定める。

(2) 施行令第167条の13において準用する同令第167条の10第1項の規定による低入
札価格調査及び同令第167条の10第2項の規定による最低制限価格の設定は、原則
として行わないこととする。

(3) この要領に定めるもののほか、指名競争入札又は随意契約の事務手続きに関して必
要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広
域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）
が執行する指名競争入札については、令和8年3月31日までの間、法令その他別に定め
のあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要領等をこの要領とみなして適用
する。ただし、指名業者の決定等を行う委員会及び審査会等については、企業団により
設置するものとし、入札に参加する者に必要な資格として定める指名除外を受けていな
い者については、企業団又は構成団体の指名除外を受けていない者とする。

3 前項の規定において、要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市

長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に指名の通知をするもの又は随意契約を締結するものから適用する。

(別記様式第1号)

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

(契約担当職員)

様

所在地
商号又は名称

物品・委託役務等の名称：

質問事項	
回答	

(別記様式第2号)

誓約書

令和 年 月 日

(契約担当職員)

様

所在地

商号・名称

代表者職氏名

(担当者名)

今般の (物品・委託役務等の名称) の競争入札に関し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されることについて、異議はありません。